

「真心をつくす」

国際ロータリー第 2750 地区 多摩中グループ

東京昭島中央ロータリークラブ

TOKYO AKISHIMA-CHUO ROTARY CLUB.



2014年(平成26年)11月12日(水)
第1206回 例会報告

事務局 〒196-0034 東京都昭島市玉川町 3-10-1 ヒルパークハイツ 1F TEL 042-544-1001 FAX 042-544-1002

●本日の司会

(佐々木 稔郎副SAA)



●開会点鐘

(伊藤 満雄会長)

●国歌・ロータリーソング「我らの生業」斉唱

●本日のお客様

岡野法律事務所 弁護士 岡野 和弘様

●会長の時間

(伊藤 満雄会長)



今日は国旗と国歌についてお話ししたいと思います。

国旗と国歌は、世界 185ヶ国全てが保有し、その国の歴史、風土、宗教、民族性等を表現しています。日本の歴史を見ますと、日の丸(日章旗)は推古 15『西暦 607』年に、遣隋使「日出する処の天子、書を日没する処の天子に致す」で始まる国書を、隋の皇帝へ届ける「隋書倭国伝」が精神の根底にありました。聖徳太子、朝貢外交から対等外交へ進んだ第一歩です。日の丸の旗は、大宝元年(701年)の元旦に、年の始めを祝う儀式に、太陽を現わした、日像が掲げられました。(『続日本書記』より)

その後、平安時代末期から扇や旗に(日の丸)をデザインしたものが多く使われるようになったそうです。また、国際的には、日の丸朱印船(山田長政がタイへ渡った時の船)の船印として掲げたのが、日本船舶を示す役割となりました。

国歌の始まりは、延喜 5 年(905年)「古今和歌集」に「わが君は千代の八千代に～」の和歌収載と、明治 3 年(1870年)に大山巖が、薩摩琵琶の「君が代」(本歌は古今和歌集)を統合して国歌に提案したのが始まりとされています。

法的根拠としては、平成 11 年 8 月 13 日交付・施行の「国旗及び国歌に関する法律」として正式に決めました。

法的根拠としては、平成 11 年 8 月 13 日交付・施行の「国旗及び国歌に関する法律」として正式に決めました。

●幹事報告

(小島 弘明幹事)



11月5日(水)親睦委員会 炉辺会議が開催され、クリスマス例会について話し合いが持たれました。

次週例会より、クリスマス例会会費を集金いたしますので、ご準備をお願いいたします。

11月3日(祝)青少年委員会の協力により、第19回「立柔杯」柔道大会が開催され、11名の会員が参加をして、メダルのプレゼンターになっていただきました。

11月10日(月)第96回昭島六団体連絡協議会へ平畑副会長と幹事で参加をいたしました。

11月11日(火)多摩中グループ協議会へ会長と幹事で出席をいたしました。

11月6日(木)衛星クラブ説明会へ前澤増強委員長と会長に参加をいただきました。

11月18日(火)赤坂区民センターで開催される奉仕プログラム情報交換会へ中野会員に出席をしていただき、子ども用車椅子寄贈プロジェクトについて発表をさせていただきます。

11月14日(金)昭島市民くじら祭反省会へ会長、志賀社会奉仕委員長、岡野社会奉仕副委員長に出席をさせていただきます。

●卓話「取引上の紛争防止のために

～債権回収の実態～」(岡野 和弘様)

※講師紹介(曳地 義正会員)

本日、卓話をお願いした岡野先生は、1年位前に異業種の交流会で知り合いになり、今回お願いしたところ快く引き受けてくださりました。若手でバリバリ仕事をやってらっしゃるので、良い話が聞けるのではないかと思います。

※卓話



私は平成 11 年 4 月に弁護士登録をしまして、最初は都心の法律事務所に勤めておりました。11年ほど勤めまして、平成 22 年 5 月に立川に移ってまいりました。都心の事務所にいた時は、上場会社の法務や株主総会指導、また、トラブル対策、契約書のチェック、作成、訴訟対応などをやっておりました。また、金融機関

成、訴訟対応などをやっておりました。また、金融機関

の仕事もやっております、預金に関する相談や、それ以外にも債権回収などにもあたってきました。中小企業の方々の仕事もやってきましたが、そのような経験の中から、常日頃、思うことがありますので、それを中心にお話させていただきます。お手元の資料に沿って進めたいと思います。

1 取引上の紛争の例

(1) 金銭の未払い (2) 金銭以外の不履行

2 支払いを拒む理由

(1) 支払義務自体を争う (2) 資金が全くない

3 紛争が生じた場合の処置

(1) 内容証明郵便で請求 (2) 裁判所へ訴訟提起
(3) 勝訴判決の確定 (4) 裁判所への強制執行申立て

4 裁判所の手続の実態

(1) 支払義務自体を争う場合 (2) 資金がない場合

5 紛争の防止のための手段

(1) 支払義務自体を争われることに備える。
(2) 回収不能に備える。

6 紛争防止のための手段実践の障害

(1) 契約書作成を求められることに取引先が難色を示す。
(2) 当事者間の優劣関係から、担保等の差入れのお願いができない。

7 紛争発生防止の弁護士の役割

(1) 相談体制の整備 (2) 契約書作成・チェック
(3) 担保を求められることができる場合

8 紛争防止の必要性和コスト意識

① 本業で多忙な中での紛争対応は時間的にも金銭的にも予想以上に大きな負担。

② リスク管理の一つとして紛争防止対策（社内体制、顧問弁護士への相談体制）を通常（日常）業務に組み入れれば、その分時間とコストはかかるものの、紛争が発生した場合の時間とコストに比較すれば大したものではない。

③ 顧問契約等日常的な弁護士との付き合いは一種の保険と考える。

9 紛争頻発の3タイプ

(1) 猛進営業型 (2) お人好し型 (3) 失敗型

※謝辞（今藤 貫徳会長エレクト）

本日はありがとうございました。

弁護士の先生は、仲良くなって身近な存在になると、こちらがお伝えしたいことが理解いただけるのだと、経験から思います。

是非、先生もわれわれ仲間とお近づきになっていただいて、相談しやすい存在になっていただければと思います。

●二コニコBOX発表

（今藤 貫徳親睦委員）

◎◎ゴルフ部会

11月9日10日ゴルフ部会旅行コンペにて、内藤会長大ニコ、その他ゴルフ部会員

◎伊藤会長

11月3日、柔道大会ありがとうございました。岡野先生、本日の卓話ありがとうございました。

・小島幹事

岡野先生、本日はありがとうございます。

・石岡会員

岡野様、守成クラブでは、お世話になりました。本日は卓話ありがとうございます。

11月結婚記念

石川会員・佐伯会員・神野会員・鈴木会員

本田会員・村野会員・芳見会員・渡部会員

●出席報告

（工藤 開光出席委員長）

会員数	45名	出席義務会員	43名
本日の出席	27名（メイクによる出席者数を除く）		

●次週例会予定

（佐藤 義弘プログラム委員長）

11月19日（水）「卓話」

地区職業奉仕委員長 小野勝昭様

●閉会点鐘

（伊藤 満雄会長）

「第19回立柔杯」柔道大会 ～メダルのプレゼンターとして参加をしました～

2014年11月3日（祝）

